

保育短時間認定における就労時間に係る 下限の設定について

平成26年2月20日

津市健康福祉部こども家庭課

保育の必要性の「認定区分」と保育必要量について

1 概要

- (1) 現行制度の入所判定では、長時間・短時間の区分は特に設けていないが、特に都市部の市町村では、それぞれにおいて定める判定基準上、「週〇日、1日当たり〇時間」といった区分を設定し、「保育に欠ける」事由の判定とともに優先度を決定している例が多い。
- (2) 新制度における保育認定については、**「長時間」（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）**及び**「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）**の2区分の保育必要量を設けることになる。

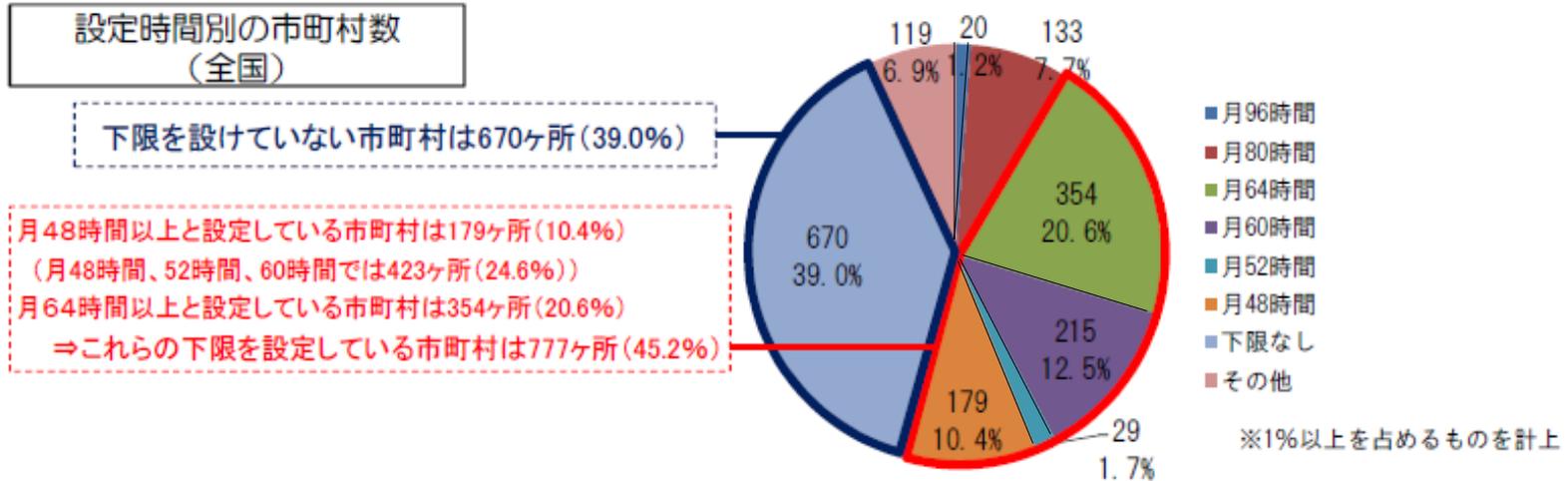
2 論点

- (1) 「長時間」・「短時間」の区分をどのように線引きしていくか。
- (2) 「短時間」の下限（＝保育の必要性の認定に当たって、例えば、事由が「就労」であれば、どの程度の就労時間を求めるか）をどのように設定するか。
- (3) 現行制度との関係をどう整理していくか。

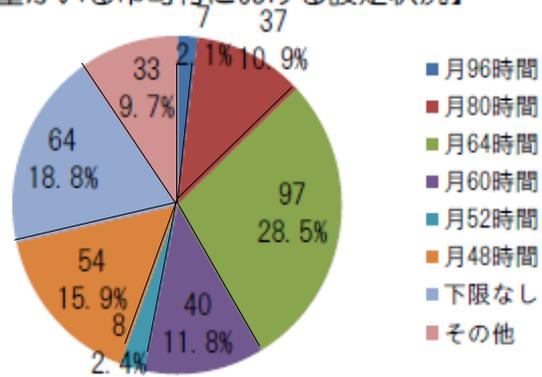
区分		保育標準時間	保育短時間
保育必要量	1日当たり	11時間（開所時間）	8時間
	1ヶ月当たり	平均275時間（最大292時間・最低212時間）	1ヶ月当たり平均200時間（最大212時間）
就労時間の下限		週当たり30時間程度を基本 （月換算120時間程度）	1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本
「保育の必要性」の事由	◇就労 ◇親族の介護・看護	○	○
	上記以外（疾病・障害、求職活動など）	○	—
父親・母親の就労形態	ともにフルタイム	○	—
	フルタイムとパートタイム	○	○
	ともにパートタイム	○	○
現行制度等との関係		<ul style="list-style-type: none"> ・現行、就労時間の下限を「1ヶ月当たり48～64時間以上」以外に設定している場合は、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能とする。 ・現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講ずる。 	

(参考7-1) 就労時間の下限について (全国調査)

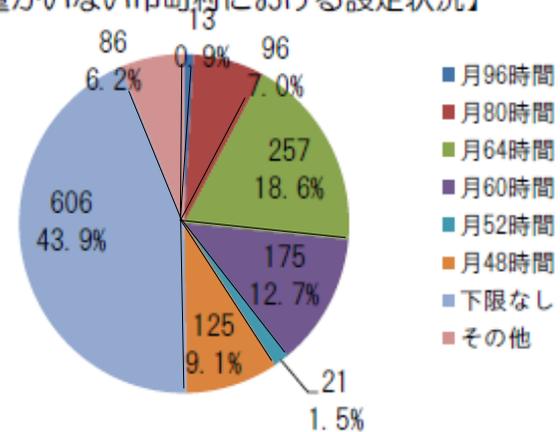
- 全国の市町村(1,742ヶ所)における就労時間の下限について調査を行ったところ、分布は以下の通り。
 ※回答数:1,742ヶ所(このうち、保育を実施していない市町村が23ヶ所あるため、総数1,719ヶ所)



【待機児童がいる市町村における設定状況】



【待機児童がいない市町村における設定状況】



※厚生労働省保育課調べ(平成25年12月。1742自治体中1719自治体の結果)

(第11回子ども・子育て会議(平成26年1月15日)資料1-1のP42から引用)

3 保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定（案）

「保育所」を利用している就学前児童の「母親」の就労時間（月換算）

上段：度数 下段：%	合計	48時間未満	48時間以上 56時間未満	56時間以上 64時間未満	64時間以上 72時間未満	72時間以上 80時間未満	80時間以上 88時間未満	88時間以上 96時間未満	96時間以上 104時間未満	104時間以上 112時間未満	112時間以上 120時間未満	120時間以上
全体	619 100.0	4 0.6	9 1.5	10 1.6	11 1.8	3 0.5	52 8.4	-	57 9.2	1 0.2	10 1.6	462 74.6
フルタイムで働いている	355 100.0	1 0.3	-	1 0.3	-	-	-	-	4 1.1	-	1 0.3	348 98.0
パート・アルバイトなど	264 100.0	3 1.1	9 3.4	9 3.4	11 4.2	3 1.1	52 19.7	-	53 20.1	1 0.4	9 3.4	114 43.2

「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成25年11月実施）の結果から

※ アンケート調査の結果から、「60時間」以上の基準に該当するのは、97.9%となり、該当しないのは2.1%となる。

●津市の「保育に欠ける要件」の認定については、現在、就労時間の下限を1ヶ月15日、1日4時間程度（60時間程度）を目安に運用していることから、新制度における「保育短時間認定」に係る下限を設定するに当たっては、現行の「60時間」での設定を継続することとする。

【課題】

- ・現行基準の引下げ（60時間未満48時間以上）を行うと、さらなる保育ニーズの増大に繋がることが予想される。また、待機児童解消のための施設整備等にはある程度の時間を要することから、当面は現行の基準を継続していくこととするものの、新制度施行後、一定期間が経過した時点で当該基準について検討を行うこととするが、その実施時期や内容等についてどのように考えるか。